

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	春日部市立看護専門学校
設置者名	春日部市長 岩谷一弘

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	89 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

冊子を配付（学生便覧）。また、冊子は事務室にて閲覧可。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	春日部市立看護専門学校
設置者名	春日部市長 岩谷一弘

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	学校の円滑な運営および教育内容の充実向上を図る。 (審議事項) ・学校諸規定の制定および改廃に関する事項 ・学校の人事に関する事項 ・教育に関する重要事項 ・学生に関する重要事項 ・入学試験に関する事項 ・その他学校の運営および管理に関し、学校長が必要と認めた事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
春日部市病院事業管理者	在職期間	元学校長
春日部市立医療センター 看護部長	在職期間	実習施設
春日部市立医療センター 事務部長	在職期間	実習施設
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	春日部市立看護専門学校
設置者名	春日部市長 岩谷一弘

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・シラバスは、授業科目ごとに授業担当者が授業方法(講義・演習・校内実習など)や授業内容を精選し作成。また、添付資料の「実務経験のある教員担当科目」記載のとおり、各分野のスペシャリストである臨床医師・薬剤師・理学療法士・栄養士等による授業や専門分野の授業科目の一部に認定看護師をはじめとする臨地で活躍している看護師が担当する単元を設けており、医療・看護の現状をもとに学生が興味・関心を持ち、効果的な学習ができるよう構成している。各学年の年間授業計画は添付資料「3年間の進捗表【学年・学期別単位(時間)】」のとおり。 ・終講時に講義・実習ともに「学生による授業評価」「教員による授業評価」を行っている。毎年、評価をもとに授業計画(シラバス)を授業担当者が見直し、学生便覧に掲載。シラバスには授業科目、単位数、時間数、履修時期、講師名、学習目標、単元および単元毎の学習内容、評価方法、テキスト等を記載し、学生がいつでも確認できるようにしている。 ・学生便覧は入学時(1年生4月)に学生全員に配付し説明。また、年度初めに各学年カリキュラムガイダンスを実施し、授業の進め方等について説明している。	
授業計画書の公表方法	冊子を配付(学生便覧)。また、冊子は事務室にて閲覧可。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

・学修意欲については、面接を実施し把握している。定期面接は1年次5～6月、基礎看護学実習Ⅰ実習前、2年次基礎看護学実習Ⅱおよび領域別実習前に実施している。その他、学校生活状況を見ながら、成績や学習態度が低迷している学生に対しては随時面接をしている。

・授業科目の評価は後述(学則施行規則第5条2項)のとおり、「出席必要時間数の3分の2以上出席した者に対して、筆記試験、実技、レポート、その他の方法で行なう。

ただし、臨地実習の評価については、当該科目の出席必要時間数の5分の4以上出席した者に対して、臨地実習評価基準に基づき行なう。」としている。実技やレポートにより評価する場合も、評価表に基づいて客観的に評価している。

・成績評価については以下のとおり(学則および学則施行規則一部抜粋)

春日部市立看護専門学校学則

第9条 学校長は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、放送大学学園法(平成14年法律第156号)第2条第1項に規定する放送大学又は次に掲げる資格に係る学校若しくは養成所において別表に定める教育内容と同一の科目を履修した者の単位について、本人の申請に基づき個々の既習の学習内容を評価したうえで学校の教育内容に相当するものと認めるときは、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で学校において修得した単位とみなすことができる。

(1)歯科衛生士

(2)診療放射線技師

(3)臨床検査技師

(4)理学療法士

(5)作業療法士

(6)視能訓練士

(7)臨床工学技士

(8)義肢装具士

(9)救急救命士

(10)言語聴覚士

2 学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者が既に修得した単位について、本人の申請に基づき個々の既修の学習内容を評価したうえで学校の教育内容に相当するものと認めるときは、別表に定める基礎分野の単位に限り学校において修得した単位と見なすことができる。

春日部市立看護専門学校学則施行規則

第5条 授業科目の成績の評価は次の表のとおりとする。

判定	評価	評価基準		
		本試験・実習・追実習	追試験	再試験・再実習
合格	A	80点～100点	100点	
	B	70点～80点未満	88点～100点未満	
	C	60点～70点未満	75点～88点未満	60点～100点
不合格	D	60点未満	75点未満	60点未満

2 授業科目の評価は、当該科目の出席必要時間数の3分の2以上出席した者に対して、筆記試験、実技、レポート、その他の方法で行なう。ただし、臨地実習の評価については、当該科目の出席必要時間数の5分の4以上出席した者に対して、臨地実習評価基準に基づき行なう。

3 1つの授業科目を複数の講師で分担して教授する場合は、各講師の授業時間の割合に応じて評価点数を分配した上で、各講師が実際に評価した点数を合算した点数をもって当該授業科目の評価とする。

第6条 筆記試験時の入退室については次のとおりとする。

(1)試験開始後、試験時間の3分の1の時間を経過するまでは試験会場へ入室することができる。

(2)試験開始後、試験時間の3分の2の時間を経過すれば、試験会場から退出することができる。

(3)一旦試験会場から退室した者の再入室は認めない。

第7条 提出期限を越えて課題レポートを提出した場合は、評価の対象としない。ただし、学校長が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。

第8条 成績の評価の対象となる試験及び提出物において不正行為があった場合は、その科目を不合格と判定して単位の認定はしない。

第9条 病気その他のやむを得ない事由により、定められた期日に試験を受けることができなかった者は、本人の願い出により追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受ける場合は、指定の期日までに追試験・再試験・追実習・再実習願(様式第2号)に追試験料を添えて、学校長に提出しなければならない。

3 追試験料は1科目につき1,000円とする。

4 追試験の試験方法及び試験時間は、本試験に準じて行う。

5 追試験は本試験後1週間以内に行う。

6 追試験の成績の評価は、追試験の得点から2割を減じた点数とする。

7 追試験を受験しなかった者には、再度の追試験は行わない。

8 追試験の結果で不合格となった者には再試験は行わない。

第10条 試験の結果が不合格の者は、本人の願い出により再試験を受けることができる。

2 前項の再試験を受ける場合は、指定の期日までに追試験・再試験・追実習・再実習願(様式第2号)に再試験料を添えて、学校長に提出しなければならない。

3 再試験料は1科目につき1,000円とする。

4 再試験の方法については、授業担当講師に一任する。

5 再試験の成績の評価は、60点以上を合格とする。ただし、得点が60点以上であっても評価はCとする。

6 再試験は、1科目につき原則として1回とする。

第11条 病気その他のやむを得ない事由により臨地実習を欠席し、出席必要時間数の5分の4に達しない者は、本人の願い出により追実習を受けることができる。

2 前項の追実習を受ける場合は、指定の期日までに追試験・再試験・追実習・再実習願(様式第2号)に追実習料を添えて、学校長に提出しなければならない。

3 追実習料は1科目につき1,000円とする。

4 追実習は、教務会議において期間、内容、方法を決定する。

第12条 臨地実習の評価が不合格の者は、本人の願い出により再実習を受けることができる。

2 前項の再実習を受ける場合は、指定の期日までに追試験・再試験・追実習・再実習願(様式第2号)に再実習料を添えて、学校長に提出しなければならない。

3 再実習料は1科目につき1,000円とする。

4 再実習の成績の評価は、60点以上を合格とする。ただし、得点が60点以上であっても成績はCとする。

5 再実習は、教務会議において期間、内容、方法を決定する。

6 再実習は、1科目につき1回を限度とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・成績評価については前述のとおり。前年度履修科目の成績証明書を年度初めに学生に配付している。最終学年は卒業前に成績証明書を学生に提示し確認してもらっている。成績証明書には学籍番号、学生氏名、性別、生年月日、在学期間、学科名、修得単位、成績、修得年度、順位を記載している。 ・単位認定試験が終了した授業科目の評点(100 点満点)を加算し、その平均を算出して学年順位を決定。60 点未満で再試験(再実習)対象学生においては素点をそのまま加算する。再試験に合格した場合は、当該科目の評点を 60 点として計算する。追試験は素点の 2 割を減じた点数で計算する。 ・成績状況については教務会議で成績一覧表を提示し協議している。科目の履修状況(各自の評点、平均点、再試験・追試験、再実習・追実習の有無、学年順位等)を確認・把握し教育活動に役立てている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	年順位（番／人） 成績証明書を年度初めに配付 添付書類「客観的な指標に基づく成績の分布を示す資料」
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・卒業の認定に関しては以下のとおり(学則施行規則一部抜粋) 春日部市立看護専門学校学則施行規則 第15条 本校に3年以上在学し、次の各号いずれにも該当する者に対して教務会議及び運営会議を経て、学校長が卒業を認定する。 (1) 学則別表に定める科目の全て単位を修得した者 (2) 教科外活動の出席時間が出席すべき時間の3分の2以上の者 2 卒業認定を受けられなかった者は、単位未修得の科目の履修をするほか、教科外活動に出席しなければならない。 ・追試験・再試験、追実習・再実習を実施しても修得できない学科目がある場合は、適宜面接し成績状況を確認・指導している。卒業年次にこのような科目が生じた場合は、状況によっては保護者も含めた面接を実施し細やかに学生対応している。 ・卒業時に学生が身につける能力は、教育理念・教育目的・教育目標に掲げたとおり。本校の履修科目を全て履修した段階でこれらの能力を身につけたと判断する。 教育理念 本校は、埼玉県東部地域における保健・医療・福祉に寄与する看護実践者を育成することを目指す。 看護を学ぶものとして、豊かな人間性と倫理観を養い、生命を尊重し、看護の対象である人間を総合的に理解でき、その人の健康に対する考えを尊重するとともに、より健康な生活をおくるための看護実践に必要な知識・技術・態度が修得できるよう支援する。 また本校は、主体的に学習する環境を整え、相互に関係し合い、学生の資質の向上を支援し、変動する社会のニーズに対応できる看護実践者を育成する。	

教育目的

豊かな人間性と倫理観を養い、看護実践に必要な知識・技術・態度を主体的に学び、看護の対象である個人・家族・地域に貢献できる看護実践者を育成することを目的とする。

教育目標

- 1) 看護の対象である人間を総合的に理解するとともに、個人の価値観を尊重し、個人・家族・地域を支援する力を身につける。
- 2) その人の健康に対する考えを尊重し、より健康な生活を支援できることを目指し、看護実践に必要な臨床判断力を身につける。
- 3) 保健医療福祉チームの一員として、看護の役割を自覚し、自ら発信することで、多職種と協働できる力を身につける。
- 4) 主体的に学習することで、変動する社会のニーズに対応できることを目指すとともに、看護実践者としてのコミュニケーション力を身につける
- 5) 豊かな人間性と倫理観を養い、生命を尊重し、看護実践を重ねる過程で、研究的態度をもって看護の本質を追及する力を身につける。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

冊子を配付（学生便覧）。また、冊子は事務室にて閲覧可。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	春日部市立看護専門学校
設置者名	春日部市長 岩谷一弘

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	—
収支計算書又は損益計算書	—
財産目録	—
事業報告書	—
監事による監査報告（書）	—

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3, 091／102 単位時間／単位	1, 413 単位時間 ／単位	507 単位時間 ／単位	1 , 035 単位時間 ／単位	単位時間 ／単位	単位時間 ／単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
9 0 人		8 6 人	0 人	1 1 人	8 3 人	9 4 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 基礎分野：14 単位/300 時間、専門基礎分野：22 単位/510 時間、専門分野：66 単位/2,145 時間（基礎看護学：11 単位/345 時間、地域・在宅看護論：6 単位/120 時間、成人看護学：6 単位/150 時間、老年看護学：4 単位/105 時間、小児看護学：4 単位/105 時間、母性看護学：4 単位/105 時間、精神看護学：4 単位/105 時間、看護の統合と実践：4 単位/75 時間、臨地実習：23 単位/1,035 時間）、および教科外活動 136 時間の授業計画を作成し、冊子にて配付。
成績評価の基準・方法
（概要） 春日部市立看護専門学校学則施行規則 第5条 授業科目の成績の評価は次の表のとおりとする。

判定	評価	評価基準		
		本試験・実習・追実習	追試験	再試験・再実習
合格	A	80点～100点	100点	
	B	70点～80点未満	88点～100点未満	
	C	60点～70点未満	75点～88点未満	60点～100点
不合格	D	60点未満	75点未満	60点未満

2 授業科目の評価は、当該科目の出席必要時間数の3分の2以上出席した者に対して、筆記試験、実技、レポート、その他の方法で行なう。ただし、臨地実習の評価については、当該科目の出席必要時間数の5分の4以上出席した者に対して、臨地実習評価基準に基づき行なう。

3 1つの授業科目を複数の講師で分担して教授する場合は、各講師の授業時間の割合に応じ、評価点数を分配した上で、各講師が実際に評価した点数を合算した点数をもって当該授業科目の評価とする。

卒業・進級の認定基準

(概要)

・実習の履修順序、単位未修得科目の履修については、以下のとおり(学則施行規則一部抜粋)

春日部市立看護専門学校学則施行規則

第13条 基礎看護学実習Ⅰの単位を修得した者でなければ、基礎看護学実習Ⅱを履修することはできない。

2 基礎看護学実習Ⅱの単位を修得した者でなければ、その他の専門分野の臨地実習を履修することができない。

第14条 各学年における履修科目のうち未修得単位が3単位以上ある者は、当学年に留まり単位が修得できなかった科目を再び履修しなければならない。

【様式第2号の3より再掲】

・卒業の認定に関しては以下のとおり(学則施行規則一部抜粋)

春日部市立看護専門学校学則施行規則

第15条 本校に3年以上在学し、次の各号いずれにも該当する者に対して教務会議及び運営会議を経て、学校長が卒業を認定する。

(1) 学則別表に定める科目の全ての単位を修得した者

(2) 教科外活動の出席時間が出席すべき時間の3分の2以上の者

2 卒業認定を受けられなかった者は、単位未修得の科目の履修をするほか、教科外活動に出席しなければならない。

・追試験、再試験、追実習、再実習を実施しても修得できない学科目がある場合は、適宜面接し成績状況を確認・指導している。卒業年次にこのような科目が生じた場合は、状況によっては保護者も含めた面接を実施。

学修支援等

(概要)

・教務会議で学生状況の情報を共有している。特に再試験が多い学生、再実習の学生等については、密に情報共有、意見交換をして学習支援に取り組んでいる。

・国家試験対策係を作り、1年次から模擬試験などに取り組んでいる。3年次 9 月、12 月には外部講師や教員が国家試験対策講座を実施。さらに教員が3～4人の学生を担当するチューター制を取り入れ、精神面も含めて支援している。 ・1 年生は、入学時、基礎看護学実習Ⅰの実習前、2 年生は基礎看護学実習Ⅱの実習前、および領域別実習開始前に面接を実施し、学習面や学校生活等について話をする機会をつくっている。3 年生は国家試験対策・就職試験対策などの機会や臨地実習中の状況において担当した教員が適宜面接指導をしている。これらの対応により問題がある学生がいた場合に早めに対処している ・成績が伸び悩む学生を対象に個別面接、外部講師による学生カウンセリング(毎月 2 回(夏季休業期間を除く))を実施して心のケアに努めている。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
30人 (100%)	0人 (0%)	30人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) ・春日部市立医療センター（22 人）、市内外の病院（8 人）			
(就職指導内容) ・春日部市立医療センターによる就職ガイダンスの開催、教員による模擬面接(随時)の実施、就職試験対策(エントリーシートの作成要領、面接時の注意点等)を実施している。 ・2 年次 10 月頃に副学校長による進路指導ガイダンスを実施。春日部市立医療センターの推薦採用試験、進路面接、就職活動・採用試験・進学について説明し 3 年次の進路選択にむけて準備ができるようにしている。3 年次 4 月には、副学校長が学生一人一人に対して進路希望を聞き、就職先等の選択を支援している。 ・3 年次 4 月に市立医療センターの看護部・事務部を本校に招き、病院概要や採用試験について説明の機会を設けている。また、就職試験対策講座を実施し、履歴書(エントリーシート)の書き方や面接のポイントについて具体的に説明している。その後、就職試験前に専任教員が履歴書や面接の指導を実施している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) ・看護師国家試験受験資格、保健師学校・助産師学校の受験資格、専門士の称号が付与される。			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
89人	3人	3.3%

(中途退学の主な理由) ・進路変更 3 人
(中退防止・中退者支援のための取組) ・1 年生は、入学時、基礎看護学実習Ⅰの実習前、2 年生は基礎看護学実習Ⅱの実習前、および領域別実習開始前に面接を実施し、学習面や学校生活等について話をする機会をつくっている。3 年生は国家試験対策・就職試験対策などの機会や臨地実習中の状況において担当した教員が適宜面接指導をしている。これらの対応により問題がある学生がいた場合に早めに対処している。 ・学業成績が伸び悩む学生を対象に個別面接、外部講師による学生カウンセリング（毎月 2 回、夏季休業期間を除く。）を実施して心のケアに努めている。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	70,000 円	168,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kasukabe-cityhp.jp/kango/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 前年度の学校評価報告書8領域 (Ⅰ.学校経営、Ⅱ.教育課程・教育活動、Ⅲ.入学・卒業対策、Ⅳ.学生生活への支援、Ⅴ.管理運営財政、Ⅵ.施設設備、Ⅶ.教職員の育成、Ⅷ.広報・地域活動) 42項目の 5 段階評価結果を基に、学校関係者評価委員から評価・意見を頂き学校運営に反映する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
春日部市立医療センター	在職期間中	学校運営会議構成員
春日部市立看護専門学校同窓会		卒業生代表 (同窓会会長)
春日部市立医療センター	在職期間中	講師代表 (副院長 3 人)
春日部嬉泉病院	在職期間中	実習施設 (看護部長)
リハビリテーション天草病院	在職期間中	実習施設 (看護部長)
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kasukabe-cityhp.jp/kango/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.kasukabe-cityhp.jp/kango/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H111221400016
学校名（〇〇大学 等）	春日部市立看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	春日部市長 岩谷一弘

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		—	—	—
内 訳	第Ⅰ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	—	—	
	第Ⅲ区分	—	0人	
	（うち多子世帯）	—	—	
	第Ⅳ区分（理工農）	—	—	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
	区分外（多子世帯）	—	—	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				0人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。